



県では空き家の増加抑制や利活用を促進するための取り組みを進めています。

空き家問題に、 早めのアクション！

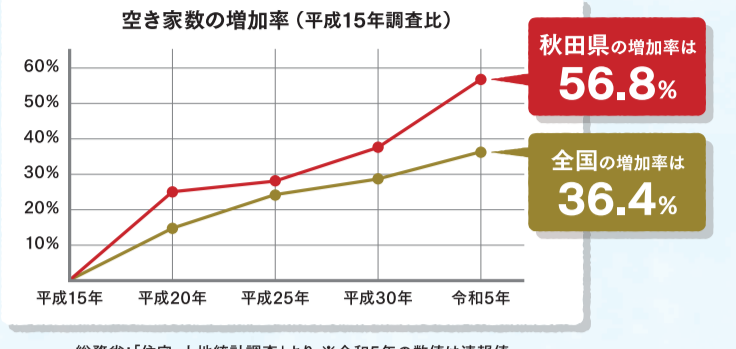
近年、社会問題の一つとなっているのが、全国的な空き家（おおむね1年以上住んでいない、または使用されていない家の増加。秋田県内でも2023年までの20年間で1.5倍以上増えています。空き家は適切に管理・利活用をしない場合、敷地の荒廃や建物の老朽化などさまざまなリスクが発生するため、早めに対応することが大切です。手遅れにならないための第一歩として、まずは自分が所有する空き家の状態を確認、さらに危険な空き家、にしないためのアクションを起こしましょう！



何が起こっているの？

秋田県の空き家の現状

総務省が5年ごとに発表する住宅・土地統計調査（速報値）によると、全国の空き家数は2023年10月1日時点で約900万戸。過去最高を更新し、空き家数は20年前と比べ36.4%増となりました。このうち本県の空き家数は6万9300戸で、20年前と比較すると2万5000戸以上増え、増加率は56.8%。実に6戸に1戸が空き家という衝撃の結果となりました。増え続ける空き家の要因に挙げられるのは、少子高齢化や人口減少。単身高齢者の死亡や介護施設への入所に伴い、そのまま家が放置されているケースも少なく



管理していない空き家は老朽化による重大事故の発生や不法侵入、地域の衛生環境の悪化などリスクはつばい。まずは空き家の現状を把握することで▼管理▼売却・賃貸▼改修▼解体▼など次に起こすべきアクションを考えましょう。

維持費用
誰も住んでなくても出費発生

老朽化・積雪など
近隣を巻き込んだ重大事故につながる

犯罪の温床
不法侵入・占拠、放火など

害獣・害虫被害
拡散源となり、衛生環境悪化

「解体」も選択肢の一つ

活用しない場合は…

空き家を活用する予定がない場合は、周囲に危険を及ぼさないために「解体」することも選択肢の一つです。県内では少子高齢化や核家族化の影響に加え、昭和40年代後半から50年代に建築された住宅が多いことなどもあり、解体件数は増加傾向にあります。解体費用については、それぞれの住宅によって立地や構造などの状況が異なることから、業者が現地を確認した上で見積額を提示するのが基本です。解体前に所有者ができる準備としては▼一般廃棄物の片付け▼家電リサイクル製品の処分▼仏壇の処分（お寺に



今年4月から始まっています！
相続登記の義務化
司法書士の石井寿さんに注意すべきポイントを聞きました

土地や建物といった不動産を相続した際の登記が、今年4月1日から義務化されました。不動産の取得を知った日から3年以内に登記しなければならず、正当な理由なく手続きを怠ると10万円以下の過料の対象となります。

これまで不動産の相続登記は義務ではなく、所有者が亡くなった場合に名義が書き換えられないケースが多々ありましたが、その結果、全国で所有者不明の土地が増加。東日本大震災でも復旧・復興の妨げになるなど、

「空き家の管理が困難」「手放したい」「利活用の方法がわからない」「解体したい」。空き家に関する悩みを持っていても、実際にどうしたらいいのかわからない人のために、県では「セミナー」や「相談会」を開催します。いずれも無料で、相談会では不動産事業者や司法書士などの専門家が相談者の話を親身に聞き、悩み解決に向けたアドバイスを行います。気軽に参加してみよう！！

秋田県解体工事業協会事務局
018-838-6070

危険な空き家については、多くの市町村で解体助成制度を設けています。詳しくは、物件の所在する市町村にお問い合わせください。

住まいの終活セミナー
日時 / 7月31日(水)
会場 / 秋田県ゆとり生活創造センター遊学会
定員 / 80名
※個別相談会も開催します

日程や会場等詳しくはこちらから▼

秋田県地域づくり推進課
018-860-1237

企画・制作 / 秋田魁新報社営業局



気軽に聞いてみよう！
県のセミナー＆相談会
どうしていいか困ったら参加！

「空き家の管理が困難」「手放したい」「利活用の方法がわからない」「解体したい」。空き家に関する悩みを持っていても、実際にどうしたらいいのかわからない人のために、県では「セミナー」や「相談会」を開催します。いずれも無料で、相談会では不動産事業者や司法書士などの専門家が相談者の話を親身に聞き、悩み解決に向けたアドバイスを行います。気軽に参加してみよう！！

秋田県解体工事業協会事務局
018-838-6070

危険な空き家については、多くの市町村で解体助成制度を設けています。詳しくは、物件の所在する市町村にお問い合わせください。

業界最古(創立72周年、昭和27年設立)の歴史と信頼

私たちは、**オールジャパンのネットワーク体制**で**空き家の問題に**取り組んでおります!!

47都道府県すべて

不動産業の開業をご検討の方はぜひ全日へご相談ください!
開業・経営を確実にサポート!

公益社団法人 **全日本不動産協会**
秋田県本部 ☎018-827-7075

〒010-0951 秋田県山王五丁目9-11 山王ガーデンビル1F-B <https://akita.zenichi.or.jp/>

「空き家問題」も司法書士にご相談ください。
司法書士は相続登記手続、財産管理手続の専門家です。

秋田県司法書士会では、相続登記相談センター及び総合相談センターを設置し、相続・遺言・成年後見・借金問題など、司法書士による登記・法律の無料相談をおこなっています。お気軽にご相談ください。

相談予約電話 ☎018-824-0055
秋田県司法書士会

行政書士にお任せください

官公署に提出する書類 各官庁、都道府県庁、市・区役所、町・村役場、警察署等	権利義務に関する書類 遺産分割協議書、各種契約書、内容証明、定款等	事実証明に関する書類 実地調査に基づく各種図面類、各種議事録、会計帳簿、申述書等
---	---	--

行政書士は、上記書類の作成とその代理、相談業務、許認可に関する手続の代理を業としています。皆様何から始めたいときや困ったときには、お近くの行政書士にお気軽にご相談下さい。

秋田県行政書士会 TEL.018-864-3098

確かな施工技術で資源循環・地域環境保護を。

当協会は、解体工事業として健全な発展と社会的地位の向上を図り、地域環境の保全を推進して建設業の一翼を担う専門工事業として、社会に貢献していくことを目的としています。

構造物や建築物の解体工事は増加の一途を辿っており、高度の解体工率施工技術が要求されています。そのため当協会会員には、「解体工率施工技術士」の資格者が在籍し、現場に常駐しています。

リサイクルの促進、循環型社会形成を目的とした「建設リサイクル法」により「分別解体」が義務づけられ、廃材の再資源化を推進しています。

解体のご相談等については、当協会へご連絡いただければ近隣地区の優良業者をご紹介します。

一般社団法人 **秋田県解体工事業協会**
秋田市旭北栄町1-49 GOWINビル 4階C号 TEL.018-838-6070 <http://www.akita-kaitai.jp>

空き家のご相談は **マークのお店**に

秋田に住もう

のこったのこった

安心の不動産取引は、ハトマークが目印です。宅建業を開業するなら秋田県宅建協会へ

公益社団法人 **秋田県宅地建物取引業協会**
〒010-0942 秋田市川尻大川町1番33号 秋田県不動産会館
TEL.018-865-1671 FAX.018-865-1670
URL <https://www.akita-takken.jp/> E-mail akita-r@akita-takken.jp